

## (行政視察・政務活動・議員研修) 報告書

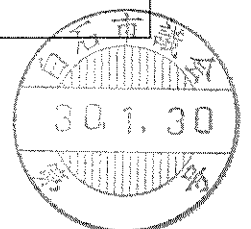
平成30年1月30日

白石市議会議長 志村 新一郎 殿

議員氏名 佐藤 龍彦

下記のとおり行いましたので報告いたします。

期 間	平成30年1月15日(月) ～ 1月16日(火)
調査・研修先	市町村アカデミー(千葉市美浜区)
調査事項 (研修事項)	市町村議会議員特別セミナー ～地域における政策課題～
対応者・講師等	山田 誠二 氏 (国立情報学研究所教授、 一般社団法人人工知能学会会長) 中村 健 氏 (早稲田大学マニフェスト研究所事務局長、 社団法人地域経営推進センター代表理事) 岡田 光正 氏 (放送大学理事・副学長、広島大学名誉教授) 木村 草太 氏 (首都大学東京 大学院社会科学部研究科法学政治学専攻教授)



<p>概要</p> <p>① 背景・目的</p> <p>② 内容・特色</p> <p>③ 主な質疑</p> <p>④ 考察 (感想、課題、 政策提言等)</p>	<p>1、人工知能A Iの現状とこれから</p> <p>国立情報研究所教授、一般社団法人人工知能学会会長 山田誠二 氏</p> <p>◎A Iを取り巻く状況、人工知能A Iとは何か</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人工知能A Iとは(人間並みの)知的な処理をコンピュータ上に実現</li> <li>・「強いA I」と「弱いA I」</li> <li>強いA I：単独で人間と同等のA Iを目指す</li> <li>弱いA I：あくまでも人間をサポートする知的システム</li> <li>・歴史的には、強いA I→弱いA Iへ</li> </ul> <p>[A Iの歴史]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1960年代、80年代と過去2度のA Iブームがあったが、2010年代より第3次A Iブームに</li> </ul> <p>◎A Iここ数年のトピック 第3次A Iブーム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統計的機械学習、データマイニング</li> <li>・機械学習ー(教師あり)分類学習、行動学習(強化学習)、(教師なし)クラスタリング、半教師あり学習、トランスダクティブ学習など</li> <li>・(教師あり)分類学習：データをクラスA、Bに分類したい</li> <li>・データマイニング：機械学習で大規模データの分析</li> <li>・ビットコインが200倍に急騰してバブルが起きている</li> <li>・IOTとは、様々な「もの」をインターネットにつなぐことによって制御ができ、情報が取得できる仕組みで、活用法としては、家電の情報を出かけた先で確認することが出来る。</li> <li>・ビッグデータの利用については、今後それをどのように使うかを考えなければならない。</li> </ul> <p>◎A Iの得手/不得手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A Iの本質的限界を見極めた上で、A Iの得意/不得意について議論することが重要。</li> <li>・今後、さらに人間とA Iの得意分野が明確になってくる。</li> </ul> <p>例) 会計はA Iが得意とする分野</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きが明確で、ルーチン化、基本的に「計算」</li> </ul> <p>例) 監査はA Iが苦手とする分野(対面など)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間とのインタラクション(ふれ合い)がある、場の雰囲気、状況依存処理</li> </ul> <p>◎A Iで変わる社会 ～今後(現在)有望な応用分野～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賢い情報検索</li> <li>・ヘルプデスクでの応答、FAQに基づく返答</li> </ul>
--	--

	<p>(電話により6割～7割程度は対応が出来る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度なパターン認識 (医療分野/ヘルスケア:CT画像、X線画像の分類、健康相談)</li> <li>・会計関連 (仕分け、インタラクティブ確定申告、様々な申告書作成)</li> <li>・ネット利用の様々なサービスのAI化 (オンラインショッピングの商品推薦)</li> </ul> <p>◎これからのAI:インタラクティブAI</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間とAIが得意分野を補い合い協調して問題解決</li> </ul> <p>「感想」</p> <p>AIの現状についての説明をしていただき、AIにも得意な分野と苦手な分野が存在していることが理解できた。</p> <p>受講前の印象では、AIは万能で、人間の仕事を奪ってしまうのではないかと思っていたが、実際はそうではなく、AIにも人間に劣っている分野もあり、人間とAIがお互いに得意分野を活かしつつ、協調していくことがとても重要であるということが理解でき大変勉強になった。</p> <p>今後は、AIが日本の労働力不足という課題を解決していくことと思うが、人間と協調することで、それぞれの役割を分担し担っていくことが出来るようになって、より良い社会へと変化していくことを期待していきたい。</p> <p>2、地域活動と議員の役割</p> <p>早稲田大学マニフェスト研究所事務局長、 一般社団法人地域経営推進センター代表理事 中村健 氏</p> <p>◎自身の所属している議会の活動が、全国の議会と比較するとどうなのかということを知らせるために、2010年から議会改革度ランキングを始めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開かれた議会とは、①情報共有②住民参加③議会機能の強化がされている議会。</li> </ul> <p>◎時代は変化している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1985年プラザ合意により日本経済を揺るがす一大事が起き、1年間で1ドルが240円から120円となった。</li> <li>・工場が海外に流出し正規雇用が減少、パートなど非正規雇用が増加し、働く場所を求め都市部へ流出</li> <li>・NTT、JTなど公社が民営化され官から民への流れが進む</li> </ul>
--	---

- ・ 1995年世界の仕事を变えるソフトの誕生
  - ・ 2000年国と地方のあり方が変わる
  - ・ 2006年地方自治体にショックな出来事が…財政健全化法
  - ・ 2014年地域間競争が更に激しさを増す、「まち・ひと・しごと」創生総合戦略
- ◎基礎知識
- ・ 自分の住んでいる街の人口総数、職員数、当初予算額、経常収支比率、出生数（年間）、死亡数（年間）、転入人口、転出人口、交流人口（観光客数）、起業数（年間）など
- ◎税金をどのように使っているのか
- ・ 公園数、橋梁数、街路灯（防犯灯）数、道路総延長距離、介護保険料（月額平均）、ごみ集収量（年間）、犯罪発生件数（年間）、火災発生件数（年間）、交通事故発生件数（年間）など
  - ・ 行政、管理コストをチェックし、検証していく必要がある。
  - ・ 行政は経営手法が必要になっている。…公会計の導入
  - ・ 議員の役割…行政のチェック、政策立案、住民とのパイプ役など
  - ・ 議会の役割…見えない
  - ・ 議会とは
    - ・ 議…話し合うこと
    - ・ 会…集まり
  - ・ 議会だよりのニーズについて、住民のニーズはどこにあるのか（未来、現在、過去）
- ◎議会改革度調査から見える全国の議会の動向
- ・ 議会としてどのような活動をしているのか
  - ・ 議会として活動した結果、地域に変化を起こせたかどうかを議会自らチェックする体制を整えているか
  - ・ 議会活動が地域活動に連動しているか
  - ・ 視察により市の課題を先進地に学び活かしているか
  - ・ 住民が期待していること
  - ・ インプット（資源投入量）、アウトプット（量的変化）、アウトカム（質的变化）が重要
- ◎議会活動の課題
- ・ 住民の福祉向上と税の徴収と分配が住民の納得感を得られているかが問題
  - ・ 議会活動としてニーズを把握する…情報収集、調査分析
  - ・ 情報収集、調査、分析のため議会と図書館と協定を
  - ・ 「議決」に必要な調査分析などに全く取り組んでいない

- ・地域住民とのコンセンサスをどう作り上げるか

#### [感想]

講師の中村氏は、平成11年（1999年）当時全国最年少首長の27歳で徳島県川島町長（現吉野川市）に当選し、その町長時代の町役場内でのことや、議会とのエピソードなど貴重な経験を交えての講演となり大変興味深い内容だった。

また、議会改革度ランキングについても始めたきっかけなど説明があり、全国の地方議会と自分達の所属している議会について比較し、議会自身として認識をする事、市民にもっと議会に関心をもってもらう事、議会活動を通して住民のニーズを把握すること、そのための情報収集、調査、分析が重要であることなど改めて学ぶことができ今後の議会活動に活かしていきたい。

### 3、複雑化・多様化する環境問題への取組

放送大学理事・副学長、広島大学名誉教授 岡田光正 氏

#### ◎日本における環境問題とは

- ・環境基本法：平成5年11月19日法律第91号
- ・環境基本法第2条（定義）－2の中で公害：人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- ・人は、環境に依存して暮らしている→環境をどこまで良くするのか
- ・環境基本法第13条（放射性物質による大気の汚染等の防止）については、東日本大震災後に変更、削除された。→原子力基本法へ
- ・第4次環境基本計画において目指すべき持続可能な社会
- ・目指すべき持続可能な社会の姿は、「安全」が確保されることを前提に「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で統合的に達成される社会。（東日本大震災後「安全・安心」という視点の重要性が高まる。）
- ・環境・経済・社会の統合的向上が求められている。

#### ◎環境問題解決のための考え方と解決方法（水質）

- ・何が、どのように、どの程度問題か
- ・そして、それをどのように解決するか
- ・水質をきれいにするのは良いが、どこまで水をきれいにすることは重大な問題、どんな環境が望ましいか考える必要がある。
- ・水利用上の問題が発生した場合は、解決することが基本だが、飲料水

などに利用しない場合は、汚染されたままの状態とすることも選択肢となる。

◎国による一律排水基準

- ・小さな工場は排水基準外にするなど、日本は公平性を重視し、守れるような規制をしている。
- ・排水基準の上乗せ規制も都道府県の条例で定めることができる。
- ・排水基準が厳しすぎると工場の移転などが起きる場合もあるが、観光など良い点もある。(産業構造の変化)
- ・多様化する環境問題への対策は
- ・水に関する国民の意識の変化

◎良好な水環境の構成要素…水質、水量、水生生物、水辺地

◎地球規模の環境問題の対策

「感想」

環境問題は、地球温暖化など地球規模のものから、私たちの身近にある川や湖、沼などの水質の汚染など幅広く存在している。

今回は、講師が専門である主に河川、海など水質に関する課題についての講演となったが、水質の汚染だけでも様々な考え方、解決の方法について検討する必要があることが分かった。

ひとたび水が汚染された場合、水をどれだけきれいにするのか、飲料水として利用するのか、しないのか、きれいにするためには多額の費用がかかるなど、状況によっては、対応を変えなければならない局面もあるなど判断が難しいケースも考えられる。

しかし、どのようなことがあったとしても情報は専門家から得て、そして住民との合意形成をできる限り図ることが、問題の解決にとって重要であるということを強く感じた。

4、地方自治の本旨と地方議会制度の在り方

首都大学東京大学院社会科学研究所法学政治学専攻教授 木村草太 氏

◎地方自治とは何か

- ・国家主権の原理との緊張関係
- ・国家法人内部の権力分立
- ・連邦制の原理との比較

単一国家：国民主権原理（議会）

連邦国家：2つの戦略によって民主的正当性（ドイツ、アメリカ）

→民主的正当性を備えた邦の連携＋国民主権原理

- ・単一国家における地方政府の民主的正当性
  - ・明治時代は任命制で、選挙で選ぶ必要がなかった。
- ◎GHQ案と日本政府案：第8章の制定経緯
  - ・GHQ案におけるホーム・ルール制
    - 1945年8月：ポツダム宣言受諾→基本的人権の確立や民主主義の復活強化を求める条項（明治憲法にはなかった）
  - ・日本国憲法におけるホーム・ルール制の挫折
  - ・GHQは、地方公権は重要と考えたが、日本政府は地方自治を定める章はなかった。
- ◎日本国憲法の地方自治
  - ・地方自治の本旨
  - ・憲法92条の意義
    - ①地方公共団体の組織・運営に関する事項の法律事項化
    - ②団体自治と住民自治
  - ・地方公共団体の設置
    - 存続権の否定：制度的保障
      - 強制的な設置など認められない訳ではない。
      - 中央政府直轄地の否定
  - ・地方公共団体の組織（二元的代表制）
  - ・地方公共団体の権限
  - ・地方特別法の住民投票
    - 1950年代広島市で国有地を無償で提供する（復興になる）
- ◎地方議会の意義
  - ・第94条 町村は、条例で、第89条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。
    - 高知県大川村（人口400人）で検討された。
- 「感想」
 

憲法における地方自治について、戦後、日本国憲法の制定に向けて、GHQによって示された案や日本政府案のそれぞれの違いや特徴についてくわしく講演していただき、特にGHQは地方公権を重要と考えていたことや日本政府案には、地方自治を定める章がなかったとのことで、当時の日本とアメリカで地方自治に対する考え方、視点の違いが明確となり勉強になった。

その中で、地方自治法は、自治体の憲法でありとても重要であること、地方特別法の住民投票の事例や自治体と中央政府との立場についてなど地方議会の意義について説明いただいた。

また、最近、地方議員の「なり手不足」が深刻になっている現状の中で、議員のやりがいはどうつくるのか、もし仮に「町村総会」が導入された場合、その後どのようなことが考えられるのかなど問題点を指摘、その場合、特に問題なのは町村長以下執行部に対し、自治体議会があった時に比べ、チェック機能のさらなる低下を招き、形骸化する可能性や人任せの状態になってしまうなど町村長の独裁につながってしまうことを危惧しているとのことだった。

今回の講演は、憲法をめぐる歴史や国、地方自治体の立場や考え方など解説いただき、地方議会が住民の為、熟慮する場所でなければいけないと強く感じた。